

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 4 月 19 日（火）、第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 ①消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 41 号）
②消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（柚木道義君外 7 名提出、衆法第 7 号）
 - ・若宮国務大臣（消費者及び食品安全担当）、宮路内閣府大臣政務官、鰐淵文部科学大臣政務官、泉田国土交通大臣政務官及び政府参考人並びに提出者井坂信彦君（立民）及び青山大人君（立民）に対し質疑を行い、①について質疑を終局しました。
 - ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、共産）
 - ・①に対し勝俣孝明君外 5 名（自民、立民、維新、公明、国民、共産）から提出された附帯決議案について、大河原まさこ君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、共産）
（質疑者）湯原俊二君（立民）、吉田統彦君（立民）、浅川義治君（維新）、掘井健智君（維新）、田中健君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

湯原俊二君（立民）

消費者契約法の改正内容

- ア 消費者契約に関する検討会（以下「検討会」という。）の報告書に寄せられた意見及び関係方面からの意見の対象先並びに同対象先に内閣法制局の意見が含まれているかの確認
- イ 検討会の報告書と内閣提出の法律案（以下「閣法」という。）の内容が乖離していることについての政府の説明責任
- ウ 取消権の要件について、厳格化すべきとの意見と包括的にすべきとの意見の両論が存在することに関する若宮国務大臣の認識
- エ 消費者契約法が果たすべき役割等に関する骨太の議論を行う時期
- オ 脆弱な消費者を救済するための法整備を行う必要性
- カ 政省令等において取消権の要件を具体的に明示することで予見可能性を確保できるとの意見及び取消権の要件が厳格であるために裁判が難しくなっているとの意見に対する若宮国務大臣の見解

吉田統彦君（立民）

（1）消費者契約法の改正内容

- ア アダルトビデオ（AV）出演強要問題
 - a 消費者契約法における具体的な救済の内容
 - b 閣法及び議員提出の法律案（以下「衆法」という。）の内容が、それぞれ被害者の救済に資する内容となっているかについて、宮路内閣府大臣政務官及び衆法提出者の見解
- イ 平成 30 年の消費者契約法改正時の附帯決議
 - a 閣法の内容が附帯決議に十分に対応しているものなのか否かについての宮路内閣府大臣政務官の認識
 - b 閣法で対応できていない部分については、今後検討を行うことの確認
- ウ 成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するために講じた法整備について、若宮国務大臣

及び衆法提出者の見解

エ 消費者の判断力に着目した規定

- a 現行法の規定に、事業者の行為による判断力の低下を問題としない取消権が含まれていることの確認
- b 現行法の規定に、過量販売類型の取消権が規定されているにもかかわらず、閣法に同様の規定を盛り込むことが難しいと判断した理由
- c 過料販売類型の取消権について、個別の事情に関係なく、ある程度客観的に判断することが可能であるとの答弁の具体的な内容

オ 困惑類型の脱法防止規定について、合理的な判断ができない事情に対応する必要性の有無に関する宮路内閣府大臣政務官及び衆法提出者の見解

カ 現行法の第4条第3項第3号及び第4号に定められた「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件について、それ以外の要件を充足しつつ、本要件のみ満たさない事案の有無

キ 現行法の第4条第3項第4号について、「社会生活上の経験が乏しいことから」との要件を満たさず、それ以外の要件を充足している場合に、消費者に取消権を与える必要性に関する宮路内閣府大臣政務官及び衆法提出者の見解

(2) 契約書面の電子化

ア 検討の経緯

イ 書面交付の機能が害される懸念についての若宮国務大臣及び衆法提出者の見解

ウ 書面の電子的交付に係る消費者の承諾についても、事業者の不当な勧誘の影響を受ける可能性があることに関する宮路大臣政務官及び衆法提出者の見解

(3) 消費者契約法の改正内容

ア 第9条第2項の解約料に関する努力義務が第3条第1項第2号の情報提供の努力義務を明確化した規定であることの確認

イ サルベージ条項

- a 第8条第3項における「重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていない」の具体的な内容
- b 条項が無効とならないためには、故意、重過失又は軽過失との概念を用いて規定しなければならないことの確認

浅川義治君（維新）

(1) 飲食店等の店舗においてサービス料等の料金が表示されていない場合の支払義務に対する政府の見解

(2) 学校教育における消費者教育

ア 消費者教育の授業時間について、政府が把握しているかの確認

イ 消費者教育の授業時間について、文部科学省が調査を行っていないことの確認

ウ 外部講師を活用する場合において、人件費を負担する主体の確認

エ 学校教育における消費者教育の今後の進め方について、文部科学省がより本格的な調査や消費者庁との連携を行う必要性

(3) 消費者契約法の改正内容

ア 検討会の報告書と閣法の内容に乖離が生じている原因

イ 第3条第1項第2号の「心身の状態」の判断基準

ウ 解約料の説明について、消費者に対する算定根拠の概要の説明と適格消費者団体に対する算定根拠の説明の相違点

エ 目的物の現状を変更することに係る取消権について、現行法における義務の内容の実施に係る取消権との違い

- (4) 地方消費者行政の充実強化
 - ア 消費者団体に対する支援充実策
 - イ 消費生活センター等に対する支援を拡充する必要性
- (5) 生食用のカキの表示の在り方
 - ア 若宮国務大臣のカキによる食中毒の経験の有無
 - イ 市販されているカキについて、「生食用」と表示できる基準
 - ウ カキの食中毒の原因となるノロウイルスについて、食品衛生法上の生食用のカキの規格に含まれていないことの確認
 - エ 生ガキに「生食用」と表示できる制度について、ノロウイルスに関する基準を検討する必要性

掘井健智君（維新）

- (1) 消費者契約法の改正内容
 - ア 今後行うとしている消費者契約法についての骨太な議論の具体的な内容
 - イ 「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書」において「消費者の判断力に着目した規定」に関して取り上げられていた2つの事例に対する閣法の実効性
 - ウ ホワイトな事業者とブラックな事業者を峻別する手立ての有無
 - エ 包括的であっても予見可能性のある取消権を作ることは可能であるとの野々山参考人の指摘に対する若宮国務大臣の見解
 - オ EUの消費者法のように事業者の予見可能性が認められなくても取消権を設ける可能性
 - カ 判断力の不足に着目した取消権が現行法において既にあるとの野々山参考人及び河上参考人の指摘に対する政府の見解
 - キ 判断力の不足に着目した取消権において、自らの生活に著しい支障を及ぼすという要件は、事業者が極めて悪質な場合に限定する趣旨であるとの野々山参考人の指摘に対する政府の見解
 - ク インターネット上における消費者を不利な決定に誘導する表記等であるダークパターン
 - a 解約方法のダークパターンに対する今後の規制の方向性
 - b 契約締結時のダークパターンに対する消費者保護の必要性
 - ケ 消費者契約法の今後の法改正の具体的な進め方
- (2) 消費者裁判手続特例法の改正内容
 - ア 対象となる消費者が手続からの除外の申出をしない限りは裁判の対象となる仕組みであるオプトアウト方式の導入を検討することについての政府の見解
 - イ 個人情報漏えい事案における慰謝料の故意要件について重過失も含める必要性

田中健君（国民）

消費者契約法の改正内容

- ア 閣法に対する各参考人の厳しい意見に対する若宮国務大臣の見解及び今後の検討会の在り方
- イ 保険金を使った住宅修理トラブル
 - a 2017年度以降の相談件数の推移
 - b 閣法の実効性
- ウ 高齢者への生命保険の不適切販売に対する閣法の実効性
- エ イ及びウの事案における事業者が閣法によって求められる対応の内容及び判断力が低下した高齢者の消費者被害に対する実効性
- オ 判断力に着目した取消権が閣法に盛り込まれなかった理由
- カ 包括的な取消権が閣法に盛り込まれなかった理由
- キ 消費者の脆弱性についての政府の見解及び消費者契約法における脆弱性の位置付け

ク 消費者像を見直す必要があるとの野々山参考人の指摘に対する政府の見解

ケ 予見可能性を作ることと場面を限定することは異なるとの河上参考人の指摘に対する若宮国務大臣の見解

本村伸子君（共産）

（１） 消費者契約法の改正内容

ア 判断力が著しく低下した消費者が生活に支障を来すような極めて悪質なケースを救済対象としない理由

イ 事業者の行為によらない事由での取消権を認める必要性

ウ 消費者が納得の上で自宅を売却している状況か否かの判断は難しくないため取消権を認めるべきであるとの指摘に対する若宮国務大臣の見解

エ 国土交通省として、家の買取事業者に対し規制をかける必要性

オ 判断力に着目した取消権の創設に反対の立場である者の具体例

カ 悪質事業者にターゲットを絞った実効的な規制を新たに設けるという視点を持って早急に消費者契約法の改正に着手する必要性

キ 悪質事業者が利益を得ることは社会にとってマイナスになるということを共通認識として持つように経済団体等に働きかける必要性

ク 検討会の報告書で方向性が示されながら閣法には反映されなかった事項の改正予定を消費者基本計画に明記する必要性

ケ 閣法に消費者が取り消すことができる３つの類型を盛り込んだ経緯及び理由

コ ３人の参考人が受け皿となる取消権が必要であると指摘していたことに対する若宮国務大臣の見解

（２） 消費生活相談員の処遇改善及び消費生活相談体制の強化

ア 消費生活相談員からの処遇改善等を求める声に応える必要性

イ 消費生活相談体制の強化の必要性